三　政府代表部

地域	所在地	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	740,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
北米	ニューヨーク（国際連合）	1,370,000	1,150,000	1,073,100	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
	モントリオール（国際民間航空機関）	860,000	830,000	768,800	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
欧州	ローマ（在ローマ国際機関）	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
	ウィーン（在ウィーン国際機関）	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	（軍縮会議）	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
	パリ（経済協力開発機構）	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	（国際連合教育科学文化機関）	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
	ブリュッセル（欧州連合）	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
	（北大西洋条約機構）	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
アフリカ	アディスアベバ（アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000
	ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	970,000	940,000	880,800	850,300	804,700	728,600	652,500	576,500	515,600	485,200	454,700	424,300

別表第二中「住居手当」を「在外住居手当」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（昭和二十七年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

附　則

この政令は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第一号）の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、在外住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一の規定は、令和八年四月一日から適用する。

外務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　高市　早苗